

デンマーク大使館主催ウェビナー
(令和5年10月5日)

アニマルウェルフェアに関する 新たな国の指針について

令和5年10月

農林水産省 畜産局
畜産振興課長 郷 達也

家畜のアニマルウェルフェア (Animal Welfare) とは

国際獣疫事務局 (WOAH)※のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

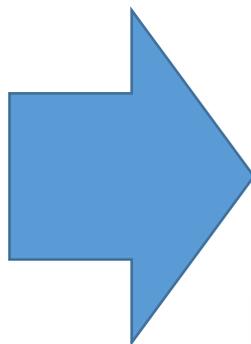
○「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義されている。

○「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

- 日々の家畜の観察や記録
- 家畜のていねいな取扱い
- 良質な飼料や水の給与

等

適正な飼養管理



家畜のストレスや
疾病の減少

家畜の本来持つ
能力の発揮

良好な家畜のアニマルウェルフェア

「5つの自由」とは、

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由、
- ② 恐怖及び苦悩からの自由、
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由、
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由、
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

※ 我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関

これまで、略称は「OIE」が使用されていたが、「WOAH」を使用することが決まったため、農林水産省では、令和5年8月以降、「WOAH」と表記

【現場での実践例】 飢え、渇き、栄養不良からの自由

- 清潔で新鮮な水の給与と適切な栄養管理を行うことが大切。
- 適切な栄養状態を維持するためには、家畜の毎日の観察が大切。

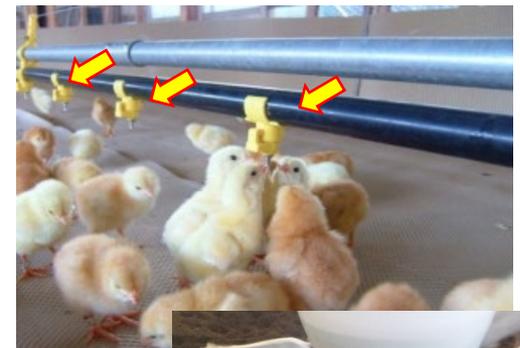
具体例



草食動物への良質な牧草の給与
自動給餌機による適切な飼料給与



健康状態を保つため、飼槽や
水槽のチェックと清掃



群内の争いを極力減らすため、
一度に多くの個体が食べたり
飲んだりできる給餌器や飲水器
の使用

【現場での実践例】 身体的、熱の不快さからの自由 恐怖及び苦悩からの自由

- 夏場の暑熱対策や冬期の寒冷対策を、畜種ごとの特性や月齢に応じて取ることが大切。
- 家畜を驚かせたりしないよう動物の取扱いを把握することが大切。

具体例



ミストの噴霧と換気扇による
畜舎の冷却



保温性に優れたジャケットを
着た子牛



自動換気装置による
温度などの管理



ガスストーブによる
ひよこの保温



牛が逃走を開始する
距離を事前把握

【現場での実践例】 苦痛、傷害及び疾病からの自由 通常の行動様式を発現する自由

- 畜舎の設計に際しては、家畜の行動様式に配慮するとともに、換気量の十分な確保や畜種の習性に応じた十分な光量の確保、清潔さを保てる材質の選択などが大切。
- 家畜の行動を日々観察することによって施設の問題を把握し、対策を講じていくことが大切。

具体例



天井からの採光や換気扇の設置



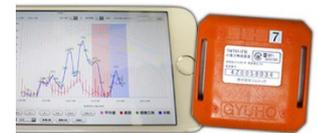
おがくずを床に敷いて、清潔さが保たれている畜舎



バースクレーパーによる適時の除糞



搾乳ロボットにより乳が張れば、牛が自ら行動し、乳房炎を予防



センサーによる行動観察

国際獣疫事務局 (WOAH) について

(WOAH: World Organisation for Animal Health)

WOAHは、牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関。

主な活動は、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の動物疾病の防疫や薬剤耐性 (AMR) 対策などへの技術支援、動物・畜産物の貿易、**アニマルウェルフェア等に関する国際基準の策定**等を行っている。

世界貿易機構 (WTO) の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)」が発効し、この協定においてWOAHは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準設定機関として位置付けられている。

本部所在地 : フランス・パリ

設立年月日 : 1924年 (大正13年) 1月25日

日本の加盟年月日 : 1930年 (昭和5年) 1月28日

加盟国数 : 182か国・地域 (2023年3月現在)

事務局長 : モニーク・エロワ (2016年1月就任、フランス出身)

組織 : 総会、理事会、事務局、専門委員会、地域委員会、地域代表事務所、リファレンスセンター (リファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンター) から構成される。この他に専門家によるワーキンググループ、必要に応じて設置されるアドホックグループがある。



WOAHコード(陸生動物衛生規約)

- WOAHCコードは、国際貿易、衛生措置及びアニマルウェルフェアの国際基準であり、加盟国が国内規制を検討する際に参照されるべきとされている。

第1巻:一般規定

第1部 疾病診断、サーベイランス及び通報

第2部 リスク分析

第3部 獣医サービスの質

第4部 疾病の予防及び防疫

第5部 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明

第6部 獣医公衆衛生

第7部 **アニマルウェルフェア**

第2巻:WOAHリスト疾病に対する勧告

第8部 複数の動物種に感染する疾病

第9部 ミツバチの疾病

第10部～15部

鳥類、牛、馬、兎、緬羊・山羊、豚の疾病

章	内容
第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路輸送
第7.3章	動物の陸路輸送
第7.4章	動物の空路輸送
第7.5章	動物のと畜
第7.6章	疾病の管理を目的とした動物の殺処分
第7.7章	犬の個体数管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
第7.9章	アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム
第7.10章	アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム
第7.11章	アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム
第7.12章	役用馬のウェルフェア
第7.13章	アニマルウェルフェアと豚の生産システム
第7.14章	革、肉その他の製品のためのは虫類の殺処分

※ 新章「アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システム」については、令和3年5月のWOAH総会における投票の結果、採択されなかった。

アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

これまでの通知・指針

- ✓ アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については畜産振興課長通知を発出、畜種毎の飼養管理方法については、(公社)畜産技術協会が民間の自主的な指針を作成。
- ✓ 協会の指針は国の支援を受け、WOAHコードを踏まえて作成されているものの、「実施が推奨される事項(should)」、「将来的な実施が推奨される事項(desirable等)」の区分が明確になっていない等の課題があるところ。

見直し



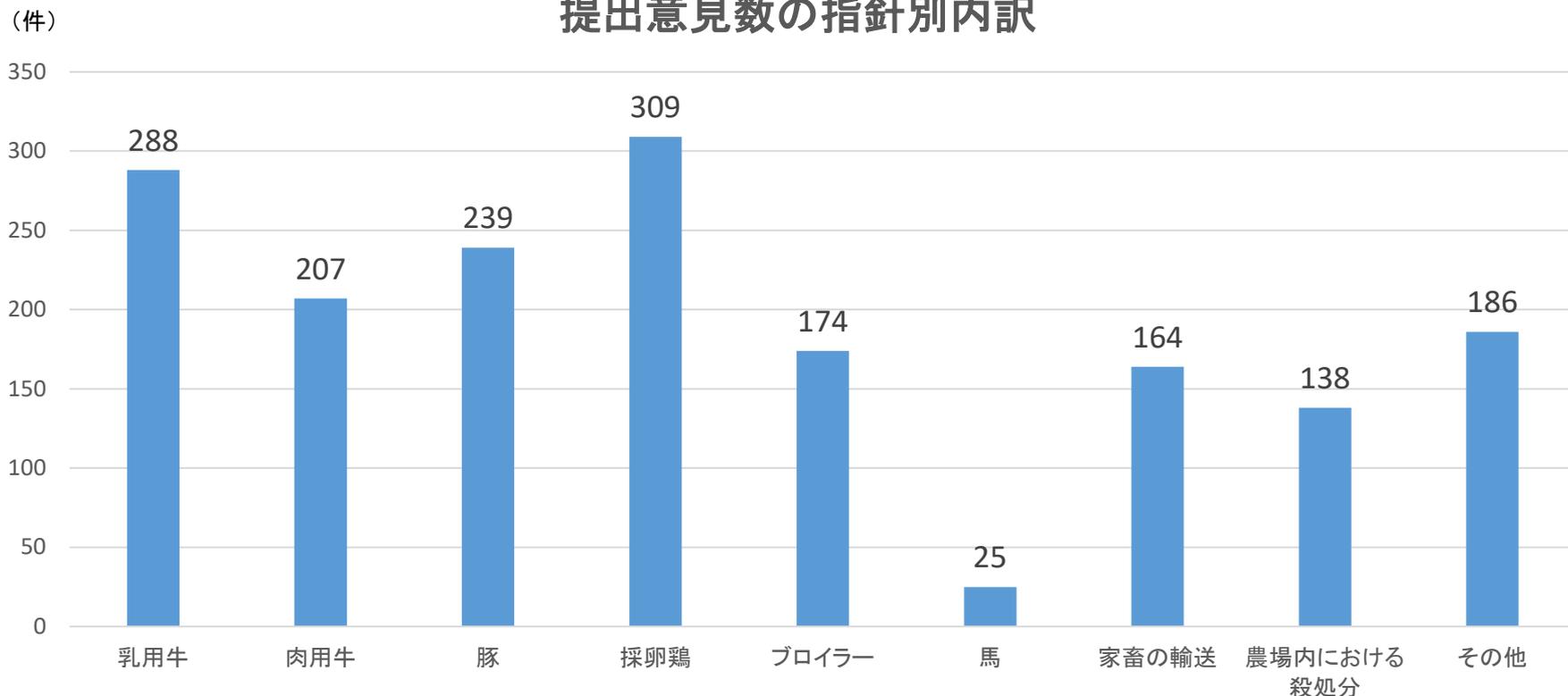
新たな指針の考え方

- ✓ 畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、WOAHコード（採卵鶏はその案）に基づき、国として指針を示す。
- ✓ また、WOAHコードに沿って、各畜種毎の飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ。
- ✓ 本指針の発出後は、実施状況を国がモニタリング。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化。

畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)についての パブリックコメントの結果概要

- 畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)について、令和4年5月23日～6月21日の1か月間、パブリックコメントを実施。
- **1,730件の意見等の提出**があり、内訳は、**採卵鶏が309件(18%)**で最も意見の提出数が多く、次いで**乳用牛が288件(17%)**、**豚が239件(14%)**、**肉用牛が207件(12%)**との順であった。

提出意見数の指針別内訳



「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付畜産局長通知)」の概要

- 畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるWOAHコード(採卵鶏はその案)により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 家畜の管理者等にその責務を示すとともに、「5つの自由」の確保に向けて、国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す。
- 本通知については、都道府県の畜産部局を通じ、同都道府県の動物愛護部局とも連携し、家畜の管理者及び飼養者等へ周知を図る。
- 本通知の発出後は、指針の実施状況について国がモニタリングを行う。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とする等により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進を図る。

「飼養管理に関する技術的な指針」等の概要

乳用牛

【実施が推奨される事項】の例

- 繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- フリーストール牛舎の場合、少なくとも1頭あたり1牛床を準備する。
- 除角は、角が未発達な時期(生後2か月以内)に実施し、それ以降は常に麻酔薬等を使用する。
- 断尾は実施しない。

肉用牛

【実施が推奨される事項】の例

- 去勢は生後3か月以内に実施し、それ以降は必要に応じて麻酔薬等を使用する。
- 除角は、角が未発達な時期(生後2か月以内)に実施し、それ以降は常に麻酔薬等を使用する。
- 鼻環の装着後は過度に捻る等不適切な使用はしない。
- 繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。

豚

【実施が推奨される事項】の例

- ストールは、自然な姿勢で起立でき、快適に横臥ができる適切な大きさとする。
- 去勢、断尾、歯切り等の処置は、可能な限り苦痛を少なくし、必要に応じて麻酔薬等を使用する。
- 歯切りは、歯の先端のみをやすりで研磨したり、ニッパーで切断する方法とする。

【将来的な実施が推奨される事項】の例

- 豚は社会的な動物であることから、繁殖雌豚はなるべく群で飼うよう努める。

採卵鶏

【実施が推奨される事項】の例

- 誘導換羽は、絶食や絶水は行わず、適切な光線管理を行う。
- 飼料及び水の摂取が可能で、自然な姿勢で移動したり、姿勢を正常に調整できる飼養密度で収容する。
- 爪切り、断冠等を行わない。
- ピークトリミングは、必要最小限の量のくちばしを取り除くよう注意する。

【将来的な実施が推奨される事項】の例

- 砂浴びのエリア、ついでばみのエリア、営巣のエリア及び止まり木を設ける場合は、通常の行動様式を発現する自由が確保されるよう設計する。

注) 採卵鶏の良好なウェルフェアの成果は様々なシステムによって達成され得ることを明記し、バタリーケージによる飼養も可能としている。

ブロイラー

【実施が推奨される事項】の例

- 飼料及び水の摂取が可能で、自然な姿勢で移動したり、姿勢を正常に調整できる飼養密度で収容する。
- 爪切り、断冠等を行わない。

【将来的な実施が推奨される事項】の例

- 砂浴び及びついでばみを促すため、ほぐれて乾燥した敷料を提供することが望ましい。

馬

【実施が推奨される事項】の例

- 使役作業には3歳以上の馬を用い、2歳未満の馬は使役作業に用いない。
 - 1日当たり最長使役時間は6時間とし、7日おきに少なくとも丸1日の休息を与える。
 - 去勢は、可能な限り苦痛を少なくし、必要に応じて麻酔薬等を使用する。
 - 屋内のみでの飼養を避ける。
- ### 【将来的な実施が推奨される事項】の例
- 7日おきに丸2日の休息が与えられることが望ましい。

輸送

【実施が推奨される事項】の例

- 長時間の輸送の場合は、適切に給餌、給水及び休息をとる。
- 輸送にかかる時間は可能な限り短くする。
- 輸送する家畜の管理、積み込み・積み下ろしの場所や予定時刻等を含んだ輸送計画を作成する。
- 暑熱対策や寒冷対策を講じ、可能な限り適温を維持する。
- 緊急事態による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機対策マニュアル等を整備する。

農場内における安楽死

【実施が推奨される事項】の例

- 担当者は、家畜の基本的な身体的構造等に関する作業に必要な知識を習得する。
- 家畜の苦痛や不安等を長引かせないため、可能な限り短時間のうちに安楽死を実施する。
- 家畜の安楽死を行う場合は、直ちに死亡するか、死亡するまでの間の意識喪失状況に直ちに至る方法を用いる。

新たな飼養管理指針及び関連資料の掲載場所

The screenshot shows the homepage of the Japanese Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF). The navigation bar includes 'English', 'ミックスサイト', 'サイトマップ', '文字サイズ', '標準', and '大きく'. A search bar is located below the navigation bar. The main menu includes '会見・報道・広報', '政策情報', '統計情報', '申請・お問い合わせ', and '農林水産省について'. The breadcrumb trail is 'ホーム > 畜産 > アニマルウェルフェアについて > アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針'. The page title is 'アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針'. The content area lists various guidelines and documents, including '飼養管理指針のポイント', '国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について', and '乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針'. A section titled '「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に関する参考資料' lists Q&A, checklists, and manuals for various animals and stages.

● 農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>

・新たな指針本体、Q&A、チェックリスト等を掲載

● (公社)畜産技術協会ホームページ

<http://jlta.lin.gr.jp/report/animalwelfare/index.html>

・これまでの指針、現場で取り組む際の参考となる資料等を掲載

● WOAHコード(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/>

● 採卵鶏のWOAH事務局案(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/event/88th-general-session-of-the-world-assembly-of-oie-delegates/#ui-id-3>

・SG/12CS1Aの93ページから記載があります。